

佐賀県告示第 17 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、令和 7 年 1 月 25 日から施行する。

令和 7 年 1 月 24 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 2 - (エチルアミノ) - 2 - (2 - フルオロフェニル) シクロヘキサン - 1 - オン (通称名 : 2F-NENDCK、2F-20X0-PCE、2-FXE、2-fluorodeschloro-N-ethyl-ketamine) 及びその塩類
- (2) 化学名 2 - [(4 - メトキシフェニル) メチル] - 5 - ニトロ - 1 - [2 - (ピロリジン - 1 - イル) エチル] - 1 H - ベンゾ [d] イミダゾール (通称名 : Metonitazepyne、N-Pyrrolidino Metonitazene) 及びその塩類
- (3) 化学名 (8 R) - 6 - アリル - 1 - (シクロプロパンカルボニル) - N, N - ジエチル - 9, 10 - ジデヒドロエルゴリン - 8 - カルボキシアミド (通称名 : 1cP-AL-LAD) 及びその塩類
- (4) 化学名 (8 R) - 1 - (シクロプロパンカルボニル) - N - メチル - N - (プロパン - 2 - イル) - 6 - メチル - 9, 10 - ジデヒドロエルゴリン - 8 - カルボキシアミド (通称名 : 1cP-MiPLA、1cP-MIPLA) 及びその塩類

2 指定の理由

条例第 2 条第 7 号に掲げる薬物に該当し、人の健康に被害が生ずると認められ、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため